

野澤組規程第四号

利用規約の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

野澤組 代表 野澤

利用規約の一部を改正する規程

利用規約（令和五年野澤組規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第十七条 この規約の解釈に当たっては、日本法を準拠法とする。 2 本サービスに関して野澤組とユーザーとの間で紛争が生じた場合には、 <u>青森地方裁判所</u> を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	第十七条 この規約の解釈に当たっては、日本法を準拠法とする。 2 本サービスに関して野澤組とユーザーとの間で紛争が生じた場合には、 <u>東京地方裁判所</u> を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（傍線部分は改正部分）

（注）この表は、改正の記録に在る項の文掲げる。号及び条の見出しの改正は、末尾の参考（改正の要旨）による。

附 則

この規約は、令和七年四月三日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

合意管轄裁判所の表記を野澤組の所在地等を踏まえて整理した。

